### 第 129 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時: 令和3年10月12日(火) 12:59~15:46

場 所:地方分権改革推進室会議室(中央合同庁舎4号館8階)

出席者:

〔提案募集検討専門部会〕 髙橋滋部会長(司会)、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、 小早川光郎構成員、勢一智子構成員

〔政府〕寺﨑秀俊内閣府地方分権改革推進室長、吉添圭介内閣府地方分権改革推進室参事官、小柳太郎内閣府 地方分権改革推進室参事官、中里吉孝内閣府地方分権改革推進室参事官、細田大造内閣府地方分権改革 推進室参事官、山﨑遼太郎内閣府地方分権改革推進室参事官補佐

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題:令和3年の提案募集方式に係る重点事項について(関係府省からのヒアリング)

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

## <通番17:鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し(環境省)>

(髙橋部会長) 163番について、ほかの年度もPDCAサイクルを動かして、必要があれば修正するという形であると回ると思うが、これはどういう形で御周知いただけることになるのか。

(環境省) こちらの特定計画についてはガイドラインをつくり、その中で、どのような規定を置くとか、指定管理鳥獣との関係性について周知している。また、自治体においても特定計画と指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の内容について、都道府県の担当者の方々へ研修会等を開催し、お伝えしているところである。

(髙橋部会長) もう少し分かりやすく、周知していただけるとありがたいが、そこはいかがか。

(環境省)必要に応じて見直すということであれば、第二種特定鳥獣管理計画と実施計画のいずれの目的も果たすとは思っているが、事実上、都道府県が効果的・効率的な捕獲を実施するためには、毎年、捕獲場所や捕獲方法を見直さないと上手く目的が達成できないといった実情があり、現在、半分程度の都道府県が目標達成できていないという状況である。そのことからも毎年度の捕獲成果を踏まえ、事実上、毎年計画を見直すということをやっていただけるのであれば、我々としては、そのようなことは可能だと思っている。

(髙橋部会長) その旨を明記していただければありがたい。場合によっては、部分的にイノシシはよかった、シカは駄目だったからシカだけ直すみたいな話もあり得る。そのような形でPDCAサイクルを回すのであれば、第二種特定鳥獣管理計画と実施計画の一体的な作成は可能ですと、通知の中に明記していただくことがありがたいと思うが、いかがか。

(環境省) 今年度後半から来年度にかけて、各都道府県において、この第二種特定鳥獣管理計画を見直す時期に 差しかかってきているのではないかと思う。通知か事務連絡は考えるが、部会長からのご指摘を自治体へ分か りやすく伝えるようにしていきたいと思う。

(髙橋部会長)環境省の専門性は尊重させていただくが、受け手に分かりやすい通知ということもあるので、事務局とよく御相談いただければありがたいと思う。

(環境省)承知した。

(髙橋部会長) 今のお話だと、いつぐらいに通知の見直しとなるのか。

(環境省)これから各県で見直し作業に入ると思うので、できるだけ早くとは思う。

(髙橋部会長) 少し急いでいただきたい。

(環境省) 文章については、いろいろ練らせていただきたい。

(髙橋部会長) できる限り早く事務局と御相談いただきたい。

(大橋部会長代理) 今回、事務負担軽減のために省力化や様式の簡略化について努力されるという記載があった。他の計画提案でも、これを機に、様々な内容の重複しているところやそこまで必要ないのではというところについては大幅に削っていただいたり、入力方法について簡便にできるようにするなど、他省庁でも様々な工夫をしていただいている。今回はぜひ、特にこのような提案を出してきた地方公共団体の意見を聞いていただいて、2つの計画の一体的な作成が可能である旨の周知に加えて、そこの省力化というところについても、一度しっかりと精査していただきたいと思うが、どういうご計画か。

(環境省) この特定計画と実施計画、そもそも対象期間や目的、内容も異なるので、あまり重複しているところは実際ないが、提案県のご指摘も踏まえ、できる限り記載が簡素に済むような形で努力していきたいと思う。

ただ、計画を適切に見直さないと鳥獣被害が増えている都道府県も実際ある。都道府県が事務負担を軽減することで市町村の鳥獣被害が増え市町村の事務負担が増えてしまうとか、隣接県はしっかりやっているけれども、そこの都道府県が事務負担を軽減してしまったため鳥獣被害が増え、隣接県や周辺市町村へも事務負担増などの影響を与えるということもあるので、しっかりとPDCAを回した上で、そういったことができるのであれば、計画策定について可能な限り事務負担が軽減できるように努力していきたいと思う。

(髙橋部会長)次に、164番である。その他の合議制機関と書いてあるので、あえて審議会の部会にする必要ないかと思うが、そこはいかがか。

(環境省) 既に多くの都道府県では、様々な条例をつくり、執行機関の附属機関に関する条例や環境基本条例、環境審議会条例というものを既に各都道府県は持っており、多くの都道府県で部会に下ろしているのが実態である。提案県においても同様で、例えば温泉であれば温泉部会というものも既につくり、専門性もあるメンバーを入れて審議されている。実際には部会に下ろすほうが、既に条例もつくられて多くの都道府県で実績があるので、事務簡素化につながるのではないかと考えている。

また、今部会長がご発言されたのは、「審議会その他の合議制機関」という表現で、審議会以外にもあるのではないかということだが、これは恐らく、過去の地方分権の議論の中で、「審議会」との名指しだったものを、法令で書くときにセットの言葉として使われているものと思うが、実質的に各自治体においては、審議会として運用されているのではないかと思っている。

(髙橋部会長) 名称の義務付け廃止というものか。承知した。

(伊藤構成員) やはり地方公共団体にとって、条例で合議制機関を設置しなければいけないというのがかなり負担であるという意見である。環境審議会の部会として置いている例もあり、置けばいいのではないかという話だけれども、これは部会を置いたとしても親委員会にはおそらく諮らなければいけないということで、非常に手間がかかるということだろうと思う。何らかの合議制機関あるいは専門家の意見を聞く場を設けるというのは必要かもしれないが、これを条例で本当に義務付けなければいけないのか、一種の必置規制になっているので、この点について、改めて意見を伺いたい。

(環境省) 先ほど、部会を置いたときに審議会に諮らなければいけないのではないかという御指摘をいただいたが、例えば提案県の環境審議会の規則を見ると、「審議会に諮る必要があると認めた場合を除き、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」という規定を持っているので、基本、部会で審議をして決定すれば審議会にかける必要は通常はない。

ただ、実態上、我々も中央環境審議会の部会や小委員会における議決を得ましたと、審議会に報告する場合はあると思うが、通常このような規定を置いており、審議会に諮る必要は規則上ない。

(伊藤構成員)手続自体はかなり柔軟にできるということなのだけれども、やはり部会なり審議会なりというものを置いて、そこで合意形成を図ること自体に時間とコストがかかるということなので、例えば個別に専門家の意見を聞くことで、その結果について検討したこととは考えられないのか。

(環境省) 第二種特定鳥獣管理計画というのは、規制の緩和を含んでいるものであり、どうしても幅広く関係ステークホルダーに意見を聞かなければいけないという観点があるので、ほかの法律でもあると思うのだが、規制の緩和がかかるものは、恐らく審議会にかけるという整理になっていると思う。そのため、この第二種特定鳥獣管理計画は審議会にかけるということが必要になると考えている。

(髙橋部会長)伊藤構成員がこだわられているのは、条例で決めるというのではなくて、例えば首長の設置要綱などで合議体を設置するわけにはいかないのか。部会の構成についても別に条例で決まっているわけではなく、適宜、そこまで条例で決まった形で誰と誰を部会の中に置かなければいけないなどという拘束はないので、そこは緩やかにやっているはずである。そこは、ある種、条例ではない形で、合議体を設置してもそれでよろしいということにはならないのか。

(環境省)事実上、提案県も含めて既に条例をお持ちで、既に部会に下ろしている案件もあるわけで、何を部会に下ろすのかというのは各都道府県の判断だと思うが、既に条例があるのにそれをあえて別のものにやる必要性もないのではないかと考えている。

(髙橋部会長)審議会の下に部会を設置しているのが37都道府県で、残りは部会を設置していないということだが。

(環境省) 鳥獣関係の部会は設置していないという意味である。例えば提案県は、今回部会の数に入れてはいないが、一応条例をもっており、例えば温泉法の掘削の許可に関する審議というのは温泉部会で既にやっている。 何をしっかり審議するかというのは各都道府県の判断ということになると思う。

(髙橋部会長) この審議会は、全都道府県にあるということか。

(環境省)全ての都道府県に確認はしていないが、執行機関の附属機関に関する条例、環境基本条例、環境審議 会条例というのは多くの都道府県が持っている。

(髙橋部会長) そこは確認していないということか。

(環境省)通常は全ての都道府県がお持ちであると思うが、環境審議会というのはおそらく何らかの形で存在していて、その下の部会構成は、各都道府県の裁量と思っている。

先ほど申し上げたように、規制の設定とか改廃に関するような、5か年の計画に関することなので、広く多くの方に意見を伺うという形で審議会のようなもののご意見を伺っているということと、それから、より具体的な捕獲に対する目標などを設定するための専門家の会議としての別の検討会という、ある意味で科学的に議論する場と、広く規制を緩和していいかということを社会としてオーソライズする場との二本立てになっていると思う。それをもし2つ回すのが厳しいということであれば、この審議会の中で専門家を入れる形の部会なり小委員会を設ける形で回すことは可能でないかと考えている。

(髙橋部会長) そうすると、そのような形で何らかの置かれている審議会の部会として、柔軟に運用するという ことは、現在でも周知されているのか。

(環境省) 部会に下ろすことは、多くの都道府県でやっている話であるので、各都道府県で知らないということであるのならば、周知はしたいと思う。

(髙橋部会長) 計画と書いてあるので、そこは部会でやってはいけないのではないかと思っている都道府県もあるかもしれない。部会に下ろしてはいけないのではと思っているかもしれない。

(伊藤構成員) 鳥獣保護管理法第4条第4項で「都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない」という規定があるけれども、提案団体が問題としているのは、ここの自然環境保全法の規定により置かれる審議会というものが条例設置になっていることをおそらく問題視しているので、この部分について、合議制の機関の意見はもちろん聞かなければいけないという立場としても、ここをもう少し緩和していただけないかというような話だと思うが、これはいかがか。

(環境省) これについては必須計画であるので、各都道府県で検討しているところであるが、繰り返しとなるが、 こういった規定について、それぞれ部会を設けるなどで、既に各都道府県、条例をお持ちなので、必要であれ ば部会に下ろして審議していただいているものだと思っている。

(伊藤構成員) ここはやはりもう少し自治体では、柔軟に様々な専門家の意見を聞きたいということで、組織の つくり方がかなり枠にはめられてしまっていることが、恐らく提案団体の意見だと思う。その点はご認識いた だきたいと思う。

(髙橋部会長) 計画策定に当たって、このような必置規制みたいなものを設けるということが分権上問題ではないかという根本的な問題提起だと思うが、いかがか。

(環境省) 1点補足説明になるが、鳥獣保護管理事業計画というのは鳥獣法の許可の基準を定める計画になっており、各都道府県でどのくらいの許可を出すかというのはかなりここで縛っているものである。そういった観点からも許可基準というところもあるので、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民、様々な御意見を確認する必要があり、審議会で幅広く関係者の皆様の御意見を聞く必要があるものと思う。

(髙橋部会長) 少し哲学の違いのようなところがある。少なくとも今ご説明いただいたことは、先ほどのものと併せて少し自治体に分かりやすくして頂きたい。先ほどのご説明でも鳥獣プロデータバンクの話とかがあるので、そのようなこともしっかりと実施しているといったことを含めて自治体に分かるように、事務局と相談しながら工夫いただければありがたいと思う。

(環境省)承知した。できるだけ柔軟な対応を進めていきたいと思う。

(髙橋部会長) この場限りではなく、しっかりと通知といったもので、制度的に分かりやすくしていただけると ありがたいと思う。

<通番29:地籍調査における事業計画の変更手続の廃止等の見直し(法務省、国土交通省)>

(髙橋部会長)最初の点について、廃止の方向で検討されるということで大変ありがたい。これは国土調査事業 事務取扱要領第31を削除するということだと思うが、それ以外にも何か付随的に改正することはあるか。

(国土交通省)該当部分を廃止するとともに、今まで、事業計画の変更と補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の手続との二本立ての手続があったものを、今後は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の手続に統一するということだが、この際、見直しと併せて、今の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の手続も様式が妥当かどうかなどを改めて検証し、簡素化できるところは簡素化した上で新しい仕組みで運用していきたいと考えている。

(髙橋部会長) いつ頃までに見直す予定か。

(国土交通省) できるだけ速やかに見直したいと考えており、遅くとも年度内には見直す。

(髙橋部会長) ありがたい。ただ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の手続の見直しという話があったが、軽微な変更が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の手続に移るということはないか。

(国土交通省) そのまま手続を移しただけであったり、あるいは手続を追加したり、そういったものは事務負担 の軽減につながらないので、実質的に自治体の負担の軽減につながるように見直す。

(髙橋部会長) 実質的にどのように事務負担軽減につながるか、事務局と閣議決定までによく相談いただければ ありがたいと思う。実質的な事務負担軽減になるよう、よろしくお願いする。

次はもう一つの点だが、通知等を発していただけるということはありがたいと思うが、2次回答の内容がそのまま出るわけではなく、分かりやすく項目的に整理された形で出るということか。

(法務省) この①から④として今説明したのは、この場で御指摘があったことを、特にピンポイントで絞った説明をしたものであり、分かりやすさ、全国の統一の確保という観点から、内容はこれからしっかり検討し、また必要に応じて事務局とも相談したいと考えている。

(髙橋部会長)では、通知の形式等については、内容も含めて事務局ともよく相談いただければと思う。

その上で、ガイドラインが策定できないということだが、例えば同じ法務省でも入管のガイドラインがあり、 ある種の考慮要素を示すことによって判断の透明性を確保しているという事例もある。この事例も一律の基準 ではないというのが法務省の説明で、そういう意味では、特に考慮すべき事項、若しくは考慮すべきでない事 項等は、考慮要素として示して、分かりやすく作業についての留意点といった方向で示していただくことはで きないか。

(法務省) 考え方について何も言わないというつもりではなく、今、部会長が言われたとおり、可能だと考えている。具体的には、①から④で説明したうちの③を見ていただくと、基準やガイドラインということが独り歩きしないように、助言に当たっての基本的な考え方ということで、これまでの議論では特に公図をどう位置づけるかという指摘があったが、公図のみの絶対主義ではないということで、例えば、公図に示された土地の形状のみにこだわるのではなく、地積測量図であったり、その土地の分筆等のヒストリーであったり、いろいろな事情なりの資料があるわけだが、そういったものが総合評価をするということで判断の可視性に通じると思っている。それを通知の中に盛り込み、かつそれを自治体にも届けることで、一定の明確性が確保できるものと考えている。

(髙橋部会長) それで言うと①から④についてである。こういったことは大きな逸脱で問題だ、逆にやるべきではない、といったことを指摘いただくことで、判断の可視化につながるのではないかと思うが、もう少しないか。そういったことを登記官会議などで検討いただき、ここはもう少し注意してほしかった、これはあまりやってほしくないやり方だ、といったことを留意点等の形で具体化されたものを自治体としては出していただきたいという話だと思うが、いかがか。

(法務省) 今回、この場の議論を通じて、先ほど説明したような全国的な通知文書を初めて出すことになるので、 通知を出すだけではなく、それを通じて現場の登記官とも会同や研修等の際に意見交換を行ってみたいと思う。 また、その中でどういうアウトプットがあるかについては、今後の課題として考えていきたいと思う。

(髙橋部会長)ガイドラインができないということではなく、画一的な基準にならないということは明確にしていただいた上で、ある種の考慮要素みたいなものを取りあえず明確化し、将来的に登記官会議を積み上げることで、もう少し具体化するといった方向性を出していただけるとありがたいが、いかがか。

(法務省) 部会長が言われていることは、恐らく私と認識は変わりなく、言葉だけのニュアンスだと思う。先ほど言った基準とかガイドラインというと、それが独り歩きすることを心配している訳だが、個別性が多く難しい専門的作業であるが、助言を行う登記官にとって、こういう立場、こういう立ち位置で、ということをどう

いう形で出せるか、今回の通知文書の発出に当たって少し検討させていただきたいと思う。

(髙橋部会長) それから、具体化の方向で、すぐにできることは限られていると思うけれども、そういった具体 化の方向で深掘りをする方向を出していただけるとありがたいが、そこはどうか。

(法務省) 先ほど紹介できていなかったが、地籍調査については全国レベルで国交省と連携して地籍調査連絡会議や地籍調査事務打合せ会などが本年初めからの通知で新しく立ち上がることとなっている。ここで自治体と 法務局が実務上の疑義等について相談をすることとなっており、部会長から指摘のあった現場レベルでの吸い上げも含めて、しっかりやっていきたいと考えている。

(大橋部会長代理)同じことの確認になるが、結局、今回の提案は、現場での裁量が非常に広く、個別判断が大事だということは分かるが、あまりに内容の透明化というか可視化が進まないので、そこの改良をしてほしいということである。そうすると、今回の提案の後の一過性の対応ということではなく、何か手掛かりというか、これが担保されていく保障の仕組みが欲しいということだと思う。だとすると、今回の①にあるような早い段階での相談をしようとか、④の合理的な根拠ない変更はやめるというようなところは、手続ルールとしてきちんと明示していただくことが大事で、内容の可視化に努めるために定期的な会合をきちんと開いていただけるという、そういう組織的なこともきちんと示していただきたい。ガイドラインは難しいという話だが、努力して事例集というような形や、優良にうまく個別的な事情に配慮した事例の紹介でも結構だが、そういうものの積み上げがないとなかなか進まないと思うので、事例集などの作成は諦めずに継続していただきたい。そういう手続と会合とガイドラインの作成という形で、多面的に、一過性で終わらないような形で内容が可視化されていくような取組をお願いしたいと思うが、いかがか。

(法務省) 冒頭に申し上げたとおり、今回これを一つのきっかけとして、まずできることからスタートさせていただきたいと考える。そういう意味では、通知文書を出してそれで終わりということにならないよう、先ほどあったとおり、全国の登記官が集まる研究会や会同の場で、このテーマについてはしっかり周知するとともに、そこでの意見交換を継続的に行っていきたいと考えている。

その上で、その先にどういったことが可能かということについては、先ほど部会長を含めていろいろな御指摘をいただいているので、どこからどういう形でできるかについては、今後の課題とさせていただき、引き続き検討させていただきたいと思う。

(大橋部会長代理) よろしくお願いする。

(髙橋部会長) もう一点、登記官向けの通知も大切だが、併せて、自治体向けにも何か同様の留意点、作業上の 留意点を示すような発出文書を出していただけるとありがたいが、そこはいかがか。

(法務省) その点は検討させていただきたいと思う。国交省と法務省で連携を密にして実施している地籍調査であるので、これまでの取扱いでも、それぞれの役所が発出した事務連絡もそれぞれのカウンターパートからそれぞれの現場に送るという営みを行っているので、今回も法務省から全国の法務局、登記官だけではなく、自治体にも届けるやり方については国交省と相談させていただきたいと思う。

(髙橋部会長) 国土交通省も対応いただけるか。

(国土交通省) 対応する。

(髙橋部会長) よろしくお願いする。

最後となるが、筆界特定制度について、どの程度の対応をいただけるのかが気になるところだが、どうか。 申請すれば基本的には対応いただけるということになるのか。

(法務省) 自治体が申し立てる筆界特定制度は始まったばかりであるが、地籍調査において活用していただくことが念頭に置かれたものである。関係者の立会い等で容易に特定できない比較的難しい案件が筆界特定に持ち込まれることが想定されるており、法務局の立場からすると、是非この新しい制度を活用してくださいという一方で、運用に当たって、例えば手続には一定の期間がかかるため、その中で地籍調査の進捗と調整していただくとか、そういった制約はあるが、この地籍調査事業の重要性は重々認識している。筆界特定制度の標準処理期間が6か月から9か月程度というのが一般的な運用になっているので、そういった情報も周知しつつ、また、自治体の方ができるだけ早く相談できるよう、自治体への周知・連携をしっかり考えていきたいと思う。

(髙橋部会長) 多少は要件がありそうな説明だった。取り上げていただける要件がどういったものなのかという ことは、はっきりしていただかないと、自治体も躊躇してしまうのではないかなと思うが、いかがか。

(法務省) この制度が発足した段階で国交省と連携をし、この点に関する事務連絡を既に発出しているところである。具体的には、昨年10月29日付で国交省より地方公共団体が申請を行う場合における申請書の作成要領に

ついて通知を各都道府県に発出している。制度が始まって間もない段階であるので、実際に利用された際の声等はそれほど届いていない状況だが、そういったこともしっかり受け止めて、是非PRを進め、円滑な活用ができるように引き続き努力していきたい。

(髙橋部会長)申請に当たりなるべく自治体の負担がないよう、難しそうな制度だとなかなか申請も来ないと思うので、最初は気安く申請でき、実績が大き過ぎたら絞る、といったことも考えていただき、なるべく負担がないようにお願いしたいと思う。そこはよろしいか。

(法務省) 運用状況を踏まえて、しっかり検討していきたい。

(髙橋部会長) ありがとうございました。引き続き、何とぞよろしくお願いする。

### <通番37:行政事務における戸籍情報の電子的な利用の拡大(総務省、法務省)>

(髙橋部会長)検討いただけるということで、ありがたいと思う。

まず、方向性としては、特定の事務に限定しないで市町村の事務全体について、公用請求ができるということで対象にして検討いただきたいと思うが、そこはいかがか。

(法務省) 部会長がおっしゃるとおり、同じ市区町村からの請求ということになると、法務省で検討していた事務の負担というところも同じ市区町村から来るのであればそういった問題もないのではないかと思う。その点は確かにごもっともだなというところがあるので、そこについて検討が必要だと思っている。ちょっと国や都道府県となると物が違ってくるというか、様々な難しい問題があるが、少なくとも同一の市区町村ではしたいというふうに考えている。ただ、今まだ検討過程なので、はっきりと申し上げられないが、空き家対策法とか、空き家にかかわらずいろいろな法律で戸籍謄本というか提供を求めることができるという規定があるところについては少しやりやすいというか、例えば運用でももしかしたらできるかもしれないというところが、検討過程である。

一方で、それとは別なところが市区町村の中で、もし行われているとすると、少しハードルが高いかなと。 その事務が一体あるのかないのかというのをいろいろ調べてみたが、はっきり分からないので、この場で申し 上げることができないことを申し訳ないと思うが、部会長のおっしゃったとおり、同じ市区町村が市区町村に 対して請求することについて検討すべきというところは、確かにごもっともだと思うので、そこを中心に検討 させていただきたい。

(髙橋部会長) ありがとうございました。そうすると、いつぐらいまでに調査されて、どのような場で、いつ頃 までに結論を得るということにしていただけるのか。

(法務省) 令和4年度内に検討させていただきたいと考えている。これがもし法改正が必要ということになると、基本的には我々の内部では法制審議会にかけるか、あるいは、少し意見を聞くかということももしかしたら必要になってくるかもしれないので、そのスケジュールとの兼ね合いもあるが、いずれにしても戸籍情報連携システム自体、できるようになるのが令和5年度の末ということなので、できるだけぎりぎりというか、可能なところの範囲内で考えたいと思っているので、令和4年度中を検討の目標として、必要な措置の内容がどういう形になるのか、現段階では申し上げられないが、できるように検討してまいりたい。

(髙橋部会長)システムを立ち上げるという話になると、4年度中で間に合うのか。令和5年度のいつ、システム運用になるのか。

(法務省) 現在、令和5年度末を、具体的には令和6年3月を想定しているが、規制改革推進会議デジタルワーキング・グループから運用開始を前倒しせよという意見も受けており、これは河野大臣からも直接受けたところがあるので、別途検討しないといけない。ただ、システム的には、システムの負荷は当然考えないといけないが、むしろシステムが混み合うとかそういったことがあれば、同じ市区町村なので、当然少し待ってくれとかそういうところが一般の申請の方とは違うので、そこは融通が利くと思っている。

いずれにしても、施行までの間にシステム面の検討を当然行う必要があるが、どちらかというと制度面のと ころが可能になれば、実施可能ではないかと現段階では考えている。

(髙橋部会長)事務局、このようなペースでよろしいか。おそらく、システムの運用が前倒しになると、この制度面の検討のお尻も前倒しになると思うので、あまり悠長に考えずに迅速に調査して結論を出していただければありがたいと思うので、よろしくお願いする。結局そうすると、戸籍法の改正につながっていくという話になるのか。

(法務省) 戸籍法の改正が必要になるかどうかというところは断定できないが、今日時点では戸籍法の改正が不

要な形でもできるのではないかという案があるので、両にらみしつつ、運用でできるのであればそれはそれで問題ないと思うので、どちらになるか最終的に決めながらということになる。戸籍法の改正ということになると、我々の手続の中で必須ではないが、通常であれば法制審議会にかけさせていただくことになるので、そのスケジュール等も見ながら考えていきたい。

(髙橋部会長) デジタルワーキング・グループからも遅い、とか言われているのだと思うので、ぜひ検討いただきたい。とは言え、システムの使い勝手が悪いとまた困るので、そこは適切に検討いただければありがたい。管理番号141については何か指摘の残ったものはあるか。事務局、何かあるか。141についてはよろしいか。

では、管理番号 174 について、これはどうか。住基ネットについては、最高裁判決もあるが、これは4情報と住民票コードを住基ネットに載せることを前提にした話なので、戸籍の表示に関して直接に判断された判決というふうにも思えないが、そこはいかがか。

(総務省) 戸籍法が改正され、戸籍の情報をネットワーク化することとされたところであり、まずは、戸籍制度において、必要な手当てがされるのが本筋だと考えている。ご提案は、この戸籍情報連携システムとは別に、住基ネットにおいても戸籍の情報を取り扱えるようにしたらよいのではないかということであるが、住基ネットでは、マイナンバーが取り扱われているところ、もともと戸籍の情報は非常にセンシティブなものと言われている中で、利便性の観点のみをもって、住基ネットにおいて、全国民のマイナンバーに加え、戸籍の情報を集約することとすることについては、相当慎重に考えなければならないのではないか。

(髙橋部会長) ほかはいかがか。もし御指摘があれば。利用側でアクセスを厳しく限定すれば可能だという意見 もあるかもしれないが、そこはいかがか。

(総務省)システムなので、制御を厳しくすることは可能だが、データベースとして存在することとなる以上、漏えい等の危険性も生じることになり、やはりよく慎重に考える必要があると考えている。

(髙橋部会長)まずは今、法務省と国土交通省に前向きに回答いただいているので、その方向で 12 月末までの閣議決定でどれだけのものが書き込めるかについては、事務局とよく相談していただきたい。世の中デジタル化について新内閣でも一生懸命やるという話だと思うので、ぜひ早めに前倒しで検討いただければありがたい。引き続き、何とぞ閣議決定までよろしくお願いする。

## <通番35:登録免許税の軽減等に係る市区町村による住宅用家屋証明の廃止(法務省、国土交通省)>

(髙橋部会長)確かに大本の軽減措置がなくなれば元も子もないというのはよく分かる。しかし、存続するとしても、この法定受託事務はなくすという回答はできるように思うが、そこはいかがか。

(国土交通省) そこがなかなか難しいということで、御理解いただきたい。

(髙橋部会長) 仮に税の軽減措置が存続しても法定受託事務はなくなりますよということは言えないのか。繰り返すが、軽減措置自体がなくなれば法定受託事務がなくなるのは当たり前。軽減措置が存続する場合でも法受託事務はなくなる、という回答はあり得ると思うが。

(国土交通省)登録免許税の軽減措置の延長の要望をして、今いろいろと財務省へお願いをしている段階であるが、延長そのものが認められるかということの部分で、どういう要件でどういう対象に対して軽減措置が認められるかという、その内容ごと併せて審議をいただいているという状況になっている。そういう状況で、まずは軽減措置そのものの延長を認めてもらえるかというのが財務省との調整でも主軸になっているところであり、その後、今度は審査主体はとか、要件は大丈夫なのかといったところに移っていくという流れであるので、まず年末にある程度税の方向性がつくまでは、この段階ではなかなかそのような方向性は、こちらとしては調整が難しいという状況である。

(髙橋部会長) 税制改正要望、大体答えが出るのは12月の末か。

(国土交通省) 12月末にいわゆる税制改正の大綱が閣議決定される。税の軽減措置そのものの延長はそこまでにある程度決まってくる。通常はその後、いわゆる細かく実際、どのように税を転がしていくのかというのを年度末にかけて調整していく形ので、そういった流れの中で検討を進めていきたいと思っている。

(髙橋部会長)説明を聞いていると、財務省のほうとしては、別に法定受託事務を存続するかどうかというところまでは税制改正要望のところで見ないのではないか。

(国土交通省) どういう証明書でやるか、どういう方法でやるかということについては重要なことかと思っているので、そこも含めて要望していくが、今の段階でこうしますというところまでは難しいということは理解いただきたい。

(髙橋部会長) その方向性において、要するに法定受託事務をなくす方向で証明書はきちんと代替的にしっかりした証明書を取りますから、という説明を財務省にできるように思う。なぜ、そこでそういう説明ができないのか。財務省としては税制の効果だけ見ればいいのではないか。その税制の効果をしっかり把握するための制度的な担保があれば、財務省的にはそれで説明がつくのではないかと私は思う。なぜそこで税制存続の政策的な効果が決まらないとその細目が決まらないという話になるのか、私はいま一つ腑に落ちないが、そこはもう一度分かるように説明いただけるとありがたい。

(国土交通省) そもそも税制について延長が認められたわけではないという状況の中で、そこまでの話ができていないというところである。我々としては、指摘のような提案を踏まえて対応していきたいという気持ちは持っているが、まだそこまでは至っていないということである。

(髙橋部会長) 国土交通省の内々の検討として、表に出すかどうか分からないが、市町村にこういう負担をしな くても済むというところはあり得る検討はされているということか。

(国土交通省) 然り。

(髙橋部会長) 事務負担の軽減と言ったけれども、なくす方向で検討しているということでよろしいか。

(国土交通省) 財務省、あるいは受け付ける役所が、手続面で最後に税制ができた暁に、それで問題ないと言っていただけるのであれば、ということかと思う。

(髙橋部会長) 法務省、いかがか。

(法務省)現状を申し上げると、今、国土交通省で現行税制をどうするかそれ自体を含めて、財務省等と調整中 であり、その中で、存続の有無も含め、現行税制の基礎となる要件や審査、そういった在り方自体を見直すの か否か、という観点から検討されていると承知している。国土交通省としての考えを全体で示しつつ、協議・ 調整の中でいろいろやりとりをしていると聞いている。その状況は下打合せの中で法務省も国土交通省から共 有を受けて、我々としても密に連携をしているところであるが、法務省として現状では、そこの要件とか審査 の在り方の議論には関わりようがなく、そこがどう変わるのか変わらないのかということが見えないと、こち らとしても意見を言えない状況であり、もう少し全体の形が見えるまでは時間をいただく問題と認識している。 (大橋座長代理)これは税制の動向を待ってから議論するというような話ではないような気がしており、少なく とも今までは国税の軽減措置の事務を行う上で市町村にこういう負担をしてもらってやってきたという一つの システムがあって、放っておいたら同じように従前のシステムを継続するということは一般的に考えやすいと ころだと思う。だが、今回こういう提案が出ており、やはり地方公共団体は従前どおりのままでいいとは全く 言っていないため、これを進める場合の受け皿は、当然今から考えておく必要がある。今言われたように、そ の場合の要件の審査がどうなるかとかいうような話である。主体が変わることによって、できる事務なのか、 できない事務なのか。今まで法務省等が定めた価額認定基準表などをやってきたようなものが主体変更したら やれることかどうかということの見直しは早くからやっておかないと間に合わないことではないかと思う。直 列的に税制が固まってから検討というような話ではなく、今回の提案で出ていることを前提とした腹案という か制度設計も同時に検討いただくことが必要なのではないかと思うが、いかがか。

(国土交通省) 内部的に国土交通省として検討できる部分についてはいろいろ検討を進めており、当然、提案団体の意見を踏まえて検討しているところである。

一方で、税という制度の決定の成り立ち上、一定の限界があって、整理がどうしてもそこまではつかないということについては理解をいただけるとありがたいと思う。

(髙橋部会長)要するに、税制が決まったら早急に出せるというところまで内部的な準備をしているという理解でよろしいか。

(国土交通省) 然り。

一方で、税制そのものについては財務省の制度であるので、国土交通省だけで決めることはできない。

(髙橋部会長)ですから、財務省が税制改正要望へ了承を出したら、その後、すかさず、例えば1か月後には、 このようになりますという準備はしていただけるのかという話である。

(国土交通省) そこは相手方もあるので。

(髙橋部会長) 相手方とは。

(国土交通省) 財務省である。

(髙橋部会長) 財務省はもう了承しているのではないか。今は内々の話をしているので、対応方針にどう書くかは事務局とよく相談していただき、こちらは内部的にどうなのかという話をしている。

(国土交通省) さきほど腹案ということで申し上げたが、例えば建築士が技術的な審査をすることの是非ということも、了解をもらわないと我々は出せないので、その辺りは、例えばそういうことも含めて全体が了承された段階で、あるいは受けてもらう役所も問題ないとなった段階で出せることになるので、腹案の段階でまだこれをやるということについては話ができていないけれども、提案の御趣旨については最大限実現に向けて頑張りたいという気持ちを持っている。

(髙橋部会長) では、法務省はいかがか。

(法務省) この税制について、登記所で審査をしてほしいという提案をいただいたが、現行税制の要件と審査を前提にすると、登記所の現在の審査事務の内容、性質とあまりにも違うため、それは難しいということは国土交通省にも伝えている。その上で、国土交通省で今回の軽減税制措置の延長の問題と併せて、現行税制の要件審査を見直せるかどうか検討することで、今、財務省と協議されていると承知している。税制措置として、どういう要件審査になるのかということをまず国土交通省でしっかりと決めていただき、それを踏まえて登記所ができる性質のものなのかということが問題になる。登記所云々との意見があるが、今のところ、法務省としては全く検討待ちの状態である。この税制についてどういう要件審査に変わるのか、変えられないのかということを、まず検討していただくべき問題と思っている。

(髙橋部会長) 昔、原子力災害特例措置法についてはJCO事故の1か月後に法律ができた。組織中で準備があって、 法律にすると決まったらすぐできるような調整は全部終わっていた。だから、財務省的にこういうふうになり ますと答えをもらったら、こうなりますというところまで調整しておいていただければありがたいと思う。国 土交通省及び法務省、それからまた地方公共団体を含めて、そういう用意があるという理解でよろしいか。

(国土交通省) 趣旨を踏まえてできるだけ早く対応したいが、相手があることなので、頑張りたい。

(髙橋部会長) 承知した。我々としては、市町村でないとできないという話ではないと思っているので、そこは ぜひ市町村以外の形でこの確認ができるように、ぜひ検討いただければありがたい。そういう方向で検討いた だいているということでよろしいか。

(国土交通省) どこまでできるか分からないが、できるだけ負担が軽くなるような形の方向で検討したいとは思っている。

(髙橋部会長) 承知した。対応方針にどこまで書くかというのは、事務局とよく調整いただきたい。我々として は、ぜひ、今お願いしたような方向で検討いただければありがたいと思う。引き続き、よろしくお願いする。

# <通番 25:新型コロナウイルス感染症対応のための応急仮設建築物の存続期間の延長(内閣官房、厚生労働省、 国土交通省)>

(髙橋部会長) 新型コロナウイルス感染症対応については、差し迫った話である。どのように考えているか。

(国土交通省) 新型コロナウイルス感染症が始まってからの経過年数を考えると、できるだけ早期に対応したいと考えている。

実際の状況では、最初の頃につくられた応急仮設建築物が、当初に許可を取られていたとすると来年の夏ぐらいに一番早い許可期限が来るため、それまでには何らかの手当てをしたい。

(髙橋部会長)来年の夏に措置内容を出されても困る。つまり、地方公共団体としては、その施設をどうするの か許可期限が切れる前に決めなければいけない。今の段階で何らかの対応ができるという通知をしていただか ないと困る。

(国土交通省) 法改正の可否を今から言うことは難しいが、当省で社会資本整備審議会に建築分科会というものを設置してあり、その分科会で延長について既に提案している。その資料を見ていただき予見していただくということになる。許可期間を延長するから大丈夫だということを今の段階で言うのは難しい。

今回、地方公共団体にアンケートを取った。なぜアンケートを取るかという説明のところに、来年許可期限が来るので、その延長について検討をするためにアンケートを実施している、現在進行形で検討しているということを既にお伝えしおり、そういう意味では伝わっている。

(髙橋部会長) 承知した。そうすると、地方公共団体は予見しつつ、具体の法改正についても検討を進めるという理解でよろしいか。

(国土交通省) 然り。

(髙橋部会長)許可期限に間に合わせるために法改正をするということで、承知した。法改正の中身は、今どの ぐらいのことを言えるのか。コロナウイルス感染症対応だけではなく、包括的な形での法改正を考えていると いうことか。 (国土交通省) 然り。

(髙橋部会長) 承知した。法改正に向けて検討中であり、安心して今の施設の保持に努めてくださいということは、そのアンケートで伝わったのか。

(国土交通省)延長問題があるという認識と、その検討を行うための調査であると言う聞き方をしているため、 こちらの意図は必ず伝わっている。政府として検討をしているということまでは伝わっているはずである。

(大橋部会長代理) 2次回答では、応急仮設建築物ということから建築基準法令の適用とかは除外した形で始まっているという説明があるが、社会的な需要が非常にあり、存続期間の延長をするという場合でも、安全性の担保は一つのポイントになる。延長するに当たって、どのようなところに着目して安全性の担保をするのか、安全性に支障がないという判断はどのような形でしたらよいのかということは、地方公共団体の関心事だと思う。その点についてどのような考え方、方向性をお持ちなのか。

(国土交通省) 資料の13ページ、対応方針のところに、地域の有識者の活用など既存の仕組みを前提としつつということで書いている。現行、建築審査会という有識者の仕組みがある。そのようなところに意見を聞くということが考えられる。

(大橋部会長代理) 承知した。建築審査会の実質的な判断を入れて、その要請を踏まえながら延長を図るという 方向性だと理解した。

(髙橋部会長)対応方針には、許可期間を延長するように検討するということを明記するということか。対応方針で地方公共団体に明確に伝わるかについては、事務局と表現を調整いただき、引き続き作業を進めていただければありがたい。ぜひ法律を通していただきたい。

(国土交通省) 国会との関係もあるため、事務局と記載内容は調整する。

### <通番 24:バリアフリー法における建築物特定施設を条例で追加可能とする見直し(国土交通省)>

(髙橋部会長) 我々の願いは、建築物特定施設を条例で追加できるようにすることだが、いかがか。なぜ政省令で追加しないといけないのか。地方公共団体から否定的な意見があったということだが、当該地方公共団体が条例で追加しなければよいだけであり、他の地方公共団体がやることを妨げる必要はない。むしろ条例委任に積極的な地方公共団体の意見を酌み取るのが筋ではないか。

(国土交通省) 慎重な意見も一部頂いた。仕組み上、条例を定めるところと実際に建築計画を審査する審査庁が 違う場合があり得る。これは建築基準法の建築確認審査でその審査をするわけだが、それを執行するところは、 特定行政庁と言う少し大きな市までだ。あるいは、指定確認検査機関である民間の審査機関が審査する場合も かなりある。

一方で、この高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律は、今の基準の上乗せなど、地方公共 団体の条例で行うと規定しており、特定行政庁と関係なく審査業務をしていない地方公共団体も条例で基準の 上乗せなどが可能になっている。そのような点を考えると、どのような建築物特定施設であっても条例での追 加を可能にするということではなく、一定の枠内で定めるとしたほうがよいということが、地方公共団体の意 見にも表れていると理解している。

地方公共団体の意見においても、特定行政庁以外の市町村も条例制定可能であり、政省令で枠組みを決めたほうが運用しやすい、又は建築確認機関の審査にばらつきが出ることは避けるべきだという現場の意見も頂戴している。

(髙橋部会長) 建築基準関連法令は、もともと条例も含める仕組みになっており、別にこれに限らない話である。 条例による規制も建築基準関連法令に入ることから、特定行政庁は異なる団体の条例も見なければいけないと いうことは、ほかの基準も同様だが、なぜ本件だけそのように考えるのか。

(国土交通省) そのような審査を前提にしているということもあり、例えば、そもそも義務付け対象の建築物についても、全国一律で義務付け対象であるのは特別特定建築物というグループであり、条例での追加が可能である。ただし、追加を可能としているものは、一回り外側の特定建築物と言われるグループであり、どのような建築物も追加可能ということにはなっていない。したがって、条例で追加を可能としている場合も、一定の枠の中で行っているという整理である。今回、地方公共団体の意見も色々いただいたこともあり、例えば客席にしても具体的に挙がってきているのは劇場だが、そのような客席系などはもう少し幅広く考えられると思っている。競技場等も含めて、今回の意見ではよく読み取れない部分もあるが、少し広めに設定できればと考えている。

(大橋部会長代理) これから、建築関係で条例委任をして様々な基準を条例で作るということは活性化していく

のだろう。その場合に条例で動かしたことを審査機関が追えないということは、次第に理由にならなくなるのだろう。こうした理由で今回のバリアフリーに関する対応に待ったをかけるということは、提案団体も含めた地方公共団体、特に条例委任を行いたいと考えている団体を説得するのは難しいという印象を持った。

(国土交通省) 今回、劇場等についても建築物特定施設の対象にする方向で必要な改正を行いたいが、それを義務付けの基準にするかどうか、又はどのような基準にするかについては、地方公共団体が条例で規定することになる。実質的に提案いただいた趣旨には対応できているのではないか。

(髙橋部会長) その他条例で準ずるものとして定める施設という書き方も無理か。建築物特定施設に準ずるものとして条例で定める、ということだ。

(国土交通省)建築物特定施設の規定にその他これに類するものと入っており、逆に言えば、それに引っかけて条例を決めるということは可能だ。もともと広くなっている。

(髙橋部会長) しかし、客席の基準が入っていないのではないか。

(国土交通省)観覧場や劇場の客席については、これから対処したい。必要な改正を行う。

(髙橋部会長) 省令改正か。

(国土交通省) 然り。

具体的な省令の記載内容の話だと思うが、そこは今回、具体的に挙がっているものはしっかり取り込み、その書き方としてできるだけ広めに書けないかということは検討してみたい。

(髙橋部会長) 固有なものとおよそかけ離れたものが条例で書かれると困るということを指摘されたため、そのような記載内容ではどうかという話をした。

(国土交通省) 具体的な記載内容としては、これに類するもの又は準ずるものにするかについては、法制的な観点から、少し融通が利かせた内容にできないか検討してみたい。

(髙橋部会長)広めに書く方法については検討いただくということで承知した。その中で地方公共団体が新しい ニーズに従って自分の判断で追加できる仕組みにしていただけるのか。

(国土交通省) 然り。今回、具体に挙がってきた劇場の客席、観覧場について明記することも一つの方法だが、 類似するグループもあるため、例えばスポーツ施設の客席のように類似するものも少し広めに読める書き方が できないかは考えたい。

(髙橋部会長) その書き方だと多少後追い的だ。概念で外れるものは書けないとしても、概念に合うものについては包括的に委任して、地方公共団体の判断で書ける仕組みは検討いただけないか。

(国土交通省)似た趣旨のものを地方公共団体も規定できるようにということだと思うので、どのような書き方ができるか研究したい。法制担当と相談したい。

(大橋部会長代理)確認であるが、今回のアンケートで、現行でも付加が可能であるにもかかわらずバリアフリー化が進んでいなかったという説明があった。今回の提案も含め、法制上バリアフリー化を進める可能性を用意したとしても、現場にそれが伝わっていないことは非常にもったいない。伝え方については今回一工夫していただく必要がある。特に内容が込み入っているため、その工夫が要ると思うが、いかがか。

(国土交通省) その点は、しっかり周知してまいりたい。

(髙橋部会長) そのような方向で記載内容についても法制的なところも含め、事務局とよく相談いただきたい。 ー々追加する方法では、地方公共団体も事務が大変であるため、広めに後追いにならないよう、円滑に地方公 共団体がバリアフリーの観点から建築物特定施設を追加できるように仕組んでいただければありがたい。そこ はよろしいか。

(国土交通省) 先ほどの運用通知や事務連絡も含め、このような施設はこのように追加が可能だということを幅 広く周知してまいりたい。

(髙橋部会長) 省令の書きぶりもお願いする。

(国土交通省) 承知した。

(髙橋部会長) 建築物の移動等円滑化基準についてはどうか。国として示しているものと示していないものがあるが、どのような考え方に基づいているのか。

(国土交通省) 資料の14ページに全体の制度の図がある。特定施設の基準も実際には2種類ある。移動等円滑化 基準は、義務付けの基準である。その上の基準としては、誘導基準があり、これは義務付けではない。誘導基 準に適合する建築物は、認定を受けることで容積率の緩和を受けることができるという仕組みがある。その2 つの基準をセットで決めているものと、誘導基準だけを決めている特定施設も一部ある。 今回の地方公共団体からの提案を鑑みると、基準も条例で決めたいということである。今回提案いただいた 客席等については、我々も劇場の客席などバリアフリー化を進めてほしいという話を、別途障害者団体などか らもいただいていることから、政策的にも進めるべきだと考えており、誘導基準を設定したい。

したがって、義務付け基準の対象にするかどうか、さらにその具体的な義務付け基準をどういう基準にする かというところは条例で決めていただけるようにしたい。

(髙橋部会長) 誘導基準はどう考えているのか。

- (国土交通省) 客席等について、省令で設定させていただくということを考えている。
- (髙橋部会長) なぜ省令で決めるのか。地方公共団体が条例で決めてはいけないのか。
- (国土交通省)認定の基準はそういう枠組みになっていないということと、個別の認定事務自体は公共団体に委ねており、認定の際の地方公共団体の個別判断だ。
- (髙橋部会長) 省令で設定する場合であっても、地方公共団体の独自基準がある場合については、それを縛る基準だと困ると思うが、いかがか。
- (国土交通省) 自主条例で設定している例も承知しており、どのような基準になっているか踏まえて検討したい。 誘導基準は、あるべき姿を示すことになるため、全体的には目指すべき少し高めの目標という意味合いになる と思う。
- (髙橋部会長)要するに、独自条例の基準の状況を踏まえて、その努力を妨げない基準の在り方を検討いただき たい。
- (国土交通省) 承知した。そこは支障にならないようにする。
- (髙橋部会長) 承知した。そのような形でぜひ検討いただきたい。事務局ともよく相談いただきたい。

# <通番 31: 都道府県住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する独自基準を設定可能と する見直し(国土交通省)>

- (髙橋部会長) 一体的策定については、通知したという話だが、アンケートでも国の指針が変わればその都度計画の見直しが必要だという声があるなど、通知の内容が伝わっていないことが見受けられる。もう少し明確化した通知で周知徹底する必要があるのではないか。
- (国土交通省)参考情報について4分の3の地方公共団体で必要だということであった。必要な情報提供ができていなかったことについては反省し、どのような情報が必要かきめ細かく聞いた上で対処してまいりたい。
- (髙橋部会長) 国の方針が変わったとしても、臨機応変に地方公共団体の都合で一番適切な時期に改正すればよい等、地方公共団体に不安が生じないようしっかりとした情報提供をしていただきたい。
- (国土交通省) 承知した。
- (髙橋部会長)代替についてはいかがか。代替ができないという点については、例えばその部分を明記すればよいと思うが、なぜ代替できないのか。
- (国土交通省) 代替ということで、例えば住生活基本計画の中に、この部分は供給促進計画を代替するものであるということを記入いただければそれでよいかと考える。その代替の仕方も含めて、入れ子になるわけだが、 きめ細かく書き方の参考情報をしっかりお伝えしてまいりたい。
- (髙橋部会長) 何も書かずに代替したいとは言っていない。供給促進計画について書いてあれば住生活基本計画 で代替できるのではないかという話である。入れ子のように記載できるということをしっかり出していただき たい。

法制的な検討であるが、基準の強化・緩和について省令で規定することは、法律を上書きするようで、計画 策定の規定の在り方としてはいただけない。法律で書くようにできないか。

(国土交通省)省令の規定は、法律の根拠条文に基づいて省令で定めているものであり、省令で整備基準等、例えば面積要件等も書いているため、その基準を緩和するためにはやはり、省令に緩和規定を置くということが法制的な帰結である。したがって、例えばその基準自体を法律に持っていけたのならば、その緩和も法律に持っていくことができる。省令で書いている基準を法律で緩和できるというのはおかしいため、法令上、省令に基準を書いているので省令で緩和を行う必要がある。

基準の緩和規定として置いており、むしろ分権的で、地方公共団体の裁量を非常に広げている部分でもある。 計画の中身も運用として一体の計画として策定できるようにしているため、そのような意味で地方公共団体の 負担感はそれほど大きくないのではないか。

(髙橋部会長)省令で定める規模以上と法律で書いてある。それに従い省令が定めてあり、計画を策定した場合

に省令で定める規模を強化・緩和してよいという規定になっている。省令で定める規模以上という規定が空洞 化しないか。

(国土交通省)省令に委任されている範囲で、計画で強化・緩和を行うというものであり、法律の建付けとしては、法制的にはそこで閉じているという整理だ。

(髙橋部会長)省令で定める規模以上と書いてあるのに緩和できるのか。省令で計画を定めた場合については、 規模以上という要件を緩和できるということになっている。

(国土交通省) そういう意味では、より分権的だ。地方公共団体の裁量に委ねている部分を広げているという意味ではどちらかというと分権的な措置に重きを置いた規定になっている。

(髙橋部会長) これが分権的かという話もある。さらに、法律の記載内容として、省令という大臣レベルの判断で法律について、結局、計画策定の義務付けをしている。要するに、強化・緩和したいときには計画をつくらないといけないという義務付けを省令レベルで行っている。

こういう関与は法定主義でやるべきではないか。つまり、大臣レベルの判断で計画策定しなければ、基準の強化・緩和できないという計画の策定の義務付けをすることは、これは関与だと今位置づけられていないが、 関与の法定主義に鑑みると適当なことではないのではないか。

(国土交通省) 法律の根拠があり省令に委任されていて、省令で定めている。

(髙橋部会長)省令基準の上げ下げという方法で、地方公共団体に実際上、計画策定の義務付けをするという手法は、関与の法定主義に合わないのではないか。

計画策定は、負担である。実際、義務付けではないと言うかもしれないが、その計画をつくらなければいけない、つまり地域の実情に合わせて基準の強化・緩和をしたいというときに、計画を策定しなければ基準の上げ下げができないということは、事実上、計画策定の義務付けになっている。それは地方公共団体に負担をお願いするものであることから、まだ関与にはなっていないが、関与の法定主義を敷衍するならば、法律で書くのが望ましいのではないか。

(国土交通省) 先生の考えは理解するところだが、この法律の改正時の議論として、この法律でまず法律に基づき国が基本方針を作成し、その基本方針に基づいて地方公共団体が計画をつくり、基本方針と計画に照らして適切なセーフティネット住宅を供給するという建付けであり、その中で緩和を認めているという形になっている。

(髙橋部会長) その整理で当時の総務省の審査も通ったのだろう。世の中が変わった今、計画策定についての地方公共団体の施策について、地方公共団体を縛る方向のルールを見直そうという話をしており、そういう観点から新しい目でぜひ今後見直していただきたい。

(勢一構成員) この法律の制定時の制度設計は、当時はそうだったと思うが、これは計画策定という手法の意味を現代的に、今の社会状況に照らしたときに、地方公共団体の事務としてどのくらい負担感があるものになっているのか。計画も以前は、地方公共団体が自分たちの業務運営のためにつくればよかったが、社会に影響があるので公表、審議会への諮問など様々な手続が必要になっている。そのような流れの中で計画策定の意味を法律の制度全体として考えるべきタイミングである。

この件についても、法律上、任意の計画策定が、実際には県の独自基準を設定するための義務に変わっている。法律と省令と計画の関係性が、当初の段階とは違うステージに今なっていると、地方分権の議論では理解をしている。実質的に策定せざるを得ない計画であれば、法令上の根拠が必要ではないかということが計画をめぐる今の議論であるため、この点をぜひ検討いただきたい。

(国土交通省) 総論に戻るが、一体的な策定を可能にすることにより地方公共団体の負担は限りなく少なくする という運用の中で対応させていただく。

(髙橋部会長) 改定後である来年度にフォローアップ調査をして、その結果と法制上の課題を含め必要な対応について検討するという中に、今の話を入れていただけないか。法制上の問題を踏まえて必要な対応について検討すると書いてある。

(国土交通省)事務局と相談し考えさせていただくが、明確に書けるかどうか法制的に若干自信がない部分がある。

(髙橋部会長) 相談いただきたい。我々としては、省令による計画の義務付けに問題意識がある。勢一構成員の発言にあったように任意だと規定してあるにもかかわらず、省令では、実質上、県が基準の緩和・強化等を行いたい場合は、計画を策定しなければいけないと規定している。関与の法定主義という観点からいうと、大臣

レベルで決めることではないということから、ぜひその辺も含め、事務局とよく相談して頂きたい。我々としては、含意として対応方針に記載して頂きたい。

フォローアップ調査とその検討の結果の取りまとめはいつぐらいになるか。

(国土交通省) 資料の30ページになるが、おおむね今年度中には都道府県の住生活基本計画が改定されることから、その後に調査をし、必要な対応を検討してまいりたい。

(髙橋部会長) 令和4年3月に改定が終わったその後か。

(国土交通省) 地方公共団体によって異なるが、大体その頃には終わっている。

(髙橋部会長) 令和4年度中には様々検討いただけるということでよいか。

(国土交通省) 然り。

(髙橋部会長)令和4年度中には検討いただき、所要の措置についてどこまで踏み込んだ表現にするか、事務局に相談のうえ検討いただきたい。ぜひ令和4年度中に法律を改定して頂きたい。分権一括法で措置ができると 有り難い。

(大橋座長代理)省令15条であるが、確かに基準を強化・緩和できることは非常に分権的だという説明があった。 単に都道府県が強化・緩和することができるということだけであれば、分権的な規定だが、その場合の条件と して計画の策定が入っていることが、国・地方の関係における関与として重いものが入っていないかという認 識だ。セーフティネット法10条で手当てし、明示しておけばよいのではないか。先ほど分権的だというところ で理解が違っていたが、そういう整理に関して話が出たということを理解いただきたい。

(国土交通省) 承知した。きめ細かく地方公共団体とも話をしながら対処する。

(髙橋部会長) これは地方自治の原則であり、地方公共団体と相談いただくことはありがたいが、我々としては 譲ることができないところであり、しつこくお願いさせていただく。

# <通番2:児童扶養手当の受給資格要件の明確化(厚生労働省)>

(髙橋部会長) いつまでに昭和55年6月20日付け厚生省児童家庭局企画課長通知の改正を行う予定か。

(厚生労働省) 具体的な時期までは未定であるが、年度内には昭和 55 年 6 月 20 日付け厚生省児童家庭局企画課 長通知を改正する予定である。

(髙橋部会長) それは方針として合意できるということか。

(厚生労働省) 昭和 55 年 6 月 20 日付け厚生省児童家庭局企画課長通知において、実質的にひとり親と変わらない生計状態にあり、離婚調停中の相手方からの現実の扶養を期待することができない場合は、児童扶養手当の支給対象となり得ることが分かるように改正するという対応方針について、このヒアリングの場で合意いただければ、早速作業し、年度内に改正したいと考えている。

(髙橋部会長) 例えば、相手方が1月から11月まで金銭を入れなかったが、12月に1か月分だけ入れ、さらに翌月よりまた金銭を入れなかった場合、「引き続き1年以上遺棄している児童」の支給要件に該当するのか。

(厚生労働省)確かに、個別の事案で救ってあげたいというケースはいろいろ出てくるかと思うが、やはり期間について一定の線引きをすることになると、御指摘のとおり個別ケースによっては児童扶養手当が支給されないケースが出てくるかもしれない。金銭給付を自治体にお願いしている制度であるため、自治体がある程度並びのとれた処理の基準のもと安定的に運用することを考えると、一定の線引きが必要なのではないかと思う。

(髙橋部会長) 他の支給要件についても、基本的に「1年以上」という期間なのか。

(厚生労働省)他には「拘禁」の支給要件があるが、「遺棄」と同様に「1年以上」という期間を設けている。 (髙橋部会長)承知した。他の支給要件とのバランスで「1年以上」というのであれば、やむを得ないとは思うが、「1年以上」の期間の考え方についても、さらに事務的に精査していただければありがたい。いずれにしても、まずは提案の迅速な実現が重要であるため、昭和55年6月20日付け厚生省児童家庭局企画課長通知の

改正を早期に行うことは前提として、事務局とよく御相談いただきたい。

(大橋座長代理) 「1年以上」の期間については、追加共同提案団体から、遺棄の状態が1年に満たず児童扶養手当を支給できないという支障も上げられているため、見直しを検討いただきたい。最高裁判決は、扶養の有無という形式的な判断ではなく、あくまでも子どもに着目して、十分な扶養が与えられているかをポイントにしていると思料する。前回、私どもがお願いした「遺棄とは別の要件を定める」ということは、「ひとり親と変わらないような生計状態にある子どもを救えるような条項を置く」という趣旨で申し上げた。「遺棄」において、「実質的にひとり親と変わらない生計状態にあり、離婚調停中の相手方からの現実の扶養を期待するこ

とができない場合」をカバーできると御説明いただいたが、「1年以上」の期間を設けることで、救うことができない子どもが出てくる。今回の御説明が前回お願いしたことの代案になっているかについては、疑問が残る。追加共同提案団体は、提案の追加の支障として、実際に1年に満たず、児童扶養手当を支給できないケースを挙げてきていることから、改めて「1年以上」の期間を検討いただきたい。「遺棄」を「現実の扶養を期待することができない状態」と読めるということであっても、「1年以上」の期間を形式的に取り扱わない方がよい。

(厚生労働省) この問題は、個人の生活を救済するような金銭給付の制度において難しい問題だと思うが、「遺棄」の状態に当たるかどうかについて、総合判断的な要素を強めていけばいくほど、判断について同じ制度でありながら個別ケースのばらつきが生じないかという懸念もある。先ほど補足で申し上げたが、「1年以上」の期間は、他の支給要件である「拘禁」についても同様の線引きをしている。個別ケースで気の毒なケースが生じ得ることは御指摘のとおりと思うが、自治体の現場において、一件、一件どこまで丁寧に調査・分析し、支給の有無を判断できるかも関わってくると思料するが、ある程度、件数的にもあるような金銭給付の場合、客観的な要件も伴う形で判断する方が安定的な事務処理ができるのではないかと考えられるため、「1年以上」の要件は、引き続き設けることとしたい。

(大橋座長代理) 各自治体において支給における判断にばらつきが出るということは支障としてあるが、それは 運用上の支障である。1年経たないと遺棄の要件が成立しないので、そこまでは児童扶養手当を支給できない というケースが放置されていることが、今回の提案の基礎にある。「1年以上」の期間について、見直しが難しいのであれば、何か実質的な判断ができる期間を入れるなど検討いただきたい。運用上の判断基準という観点で「1年以上」の期間を設けると、自治体は「1年以上」に頼り、児童扶養手当を支給できない状況が続くことが懸念されるため、是非、慎重に御判断いただきたい。

(髙橋部会長)通知の内容をどうするかについては、事務局ともよく御相談いただいたうえで、御検討いただきたい。11 か月のうち 1 か月だけ金銭を入れた後、再度、2、3 か月放置しているようなケースは、実質的に「1年以上」の期間に該当すると考えられるため、当該ケースは「引き続き 1年以上遺棄している児童」として児童扶養手当を支給できる方向で御検討いただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)